



相馬市告示第62号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成26年7月4日

相馬市長 立 谷 秀 清



字の区域の変更調書

原釜			大字	新
北高野			小字	
原釜	原釜	原釜	大字	旧
由沼	金草	荒田	小字	
六〇から六二まで、一三六、一六四から一六六まで、一六七の二、一六七の五、一七八	域に隣接介在する道路である公有地の全部	九の一、二七六の一、二七六の二、二七七から二七九まで 一〇〇の七、一〇五、一一二から一一四まで、一一六、一一七の一、一二七の二、一一八の一、一二二から一二三まで、一二六から一二九まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一、一三二の二及びこれらの区		地番

磯部	尾浜	原釜	大字	新
山信田	南ノ入	由沼	小字	
磯部	尾浜	原釜	大字	旧
迎	二合田	蕨平	小字	
七二四の一から七二四の六まで	一三七の一、一三七の二、一三八から一四〇まで、一四一の一、一四一の三、一八九の二	道路である公有地の全部 一三六、二二一の一から二二一の三まで、二二二から二二七まで、二一八の一、二一八の二、二一九、二二〇及びこれらの区域に介在する	地番	